

幕末期における異端的宗教活動の摘発

―対馬藩田代領「新後生」の場合―

大橋 幸泰

はじめに

肥前国基肄・養父郡にあった対馬藩飛び地の田代領では、近世期を通じていわゆる「隠し念仏」と呼ばれる宗教活動がさかんであった。⁽¹⁾従来この宗教活動は、一般的には浄土真宗の「異端」であると考えられてきたが、これまで潜伏キリシタンをおもな研究対象としてきた筆者は、それぞれ浄土真宗研究・キリスト教研究という既存の枠組みではなく、秩序を維持しようとする側から警戒された民衆の宗教活動を横断的に把握して検討するべきであると考え、これに異端的宗教活動という呼称を与えて研究を進めてきている。小稿はその一環として、対馬藩田代領における幕末の「異法」事件を検討しようとするものである。

対馬藩田代領において「異法」が集団として問題となった事件は、近世期を通じて三回あった。発生年はそれぞれ、元禄十一年（一六九八）、宝暦八年（一七五八）、そして小稿で検討する嘉永七年（安政元年、一八五四）である。筆者はこれまで元禄期と宝暦期の事件について検討を加え、それらの事件から見える異端的宗教活動の位置について一定の見通しを示した。⁽²⁾前稿での論点はもちろん多岐にわたるが、その一つに藩がもつとも気を遣った事柄として、この「異法」が「邪」かそうでないかという問題があった。そして、「邪」でない証拠として「切支丹」でないことを証明しようとしたという事実に着目し、これが近世社会一般に広がっていた「切支丹」イメージの貧困化と連動していると結論づけた。そうした藩の姿勢は幕末期の事件では変化したのか、しなかったのか、そして、それは幕末期の社会情勢といかなる関係にあったのか、というのが小稿での論点になるであろう。

小稿ではそうした問題関心で、対馬藩田代領における幕末期の「新後生」をめぐる事件を検討する。端的にいえば、幕末期の異端的宗教活動をめぐる事件は、それ以前の事件の場合と比較してどのような差異があるのかを考えたいと思う。なお、使用する史料はすべて当該期、田代領副代官を務めた佐藤恒右衛門が執筆した『毎日記』⁽³⁾から抽出したものである。

1 「新後生」の露頭

(1) 事件の発端

幕末期における「新後生」事件の発端は、嘉永七年(一八五四)閏七月九日、代官所手代原栄左衛門が園部上村小松を視察のうえ、その結果を田代領代官に報告したことであった。

原栄左衛門入来、小松村零落、賭事いたし候故と相見候由、且又新後生と唱、邪法ニ似寄候事御領中へ信仰之者有之、別而上郷ニ多キ様子ニ候由、申聞ル⁽⁴⁾

これによれば、この地域は賭け事がさかんで、「零落」の様子であったという。それに加え、「新後生」と唱えて「邪法」のような宗教活動が行われているといい、とりわけ上郷に多いとのことであった。⁽⁵⁾

ついで、その報告から約一か月後の八月七日、瓜生野町本照寺の住持より代官所手代の村山東一郎へ「新後生」に関する内訴があり、それが田代領代官まで報告された。

……一昨五日之夜、瓜生野町油屋伊右衛門と申宅へ新後生と唱候者共、人数寄立候を本照寺住持見咎、東一郎へ及内訴候段、内密申出候⁽⁶⁾……

これによれば、八月五日夜、瓜生野町本照寺住持が同町油屋伊右衛門の自宅で、「新後生」と唱える者たちが寄り集まっているのに気づき、その場を見咎めたという。

そこで、これらの情報に接した田代領代官の平田大江と副代官の佐藤恒右衛門は、その対応について協議した。

……其内善知識と唱統取之者有之様子ニ付、其者共ハ召捕被罰如何有之哉、ケ様之義機密ニいたし置、統取之者相搜り、仮令統取ハ多人数ニ及候共、神速召捕候様有之度及評義、東一郎・仙八内席へ呼出相含、吟味方緩急之儀ハ篤と勘弁被申出、統取取糺方厚心得候様ニと含置⁽⁷⁾

内密の相談の結果、まず「善知識」と呼ばれる「統取(頭取)」を召し捕らえたらどうか、ということになった。ただし、あくまで内密に探ることにし、たとえ「統取」が多人数になったとしても速やかに実行するのがよいとされた。こうして、田代領代官は代官所手代の村山東一郎と緒方仙八に対して、吟味の緩急をよく考えて進めるとともに、「統取」の吟味が重要である旨申し含めた。

その後、代官所手代に情報を集めさせ、「新後生」の取り扱いについて評議を積み重ねたうえ、領内在町とも「新後生」と唱える「宗意心得違」の者を内密に探った。

於在町新後生と唱宗意心得違之者、内密相搜り候処、信仰頭立候もの百三十六人有之、其内善知識を称統取之者十九人召捕方之義表家本座ニをゐて奥役出會、手代中入來評義相決、……⁽⁸⁾

その結果、代官所は八月二十九日、指導的役割を果たしていると思われる者一三六人を割り出し、そのうち「善知識」と呼ばれる「統取」一人を召し捕ることに決めた。こうしてまずは八月晦日、「宗旨心得違」の者一人が召し捕らえられ、本格的吟味が始まることになる。この「異法」が集団として問題化したのは、宝暦期の事件以来、約一世紀ぶりということになるが、実はこの間、何も問題が起らなかったのではなかった。八月七日付の但し書きに、以下の記事が見える。

但、新後生と唱候者共、宝暦年御吟味有之、御国へも御呼取二相成御答被仰付、其後杉村司・立花市郎右衛門・吉田七左衛門・吉川右近・西山庄作在勤中二も吟味方起り立候へ共、其節ハ無事立して相済居候由、但、杉村司・立花市郎右衛門・吉田七左衛門・西山庄作分御支配へ申上之書面下書、佐役讓繼御用箱人居候事⁽⁹⁾

これによれば、宝暦期の事件のあと、田代領代官として杉村司・立花市郎右衛門・吉田七左衛門・吉川右近・西山庄作が在勤していたときにも、「新後生」と唱える宗教活動についての吟味が行われたということが、そのときは特別に問題になることなく済んだという。そして、これに関する文書として、佐役（副代官）引き継ぎの御用箱のなかに、歴代代官による対馬藩国許への報告書面の下書が入っているという。

また、田代領代官の平田大江と副代官の佐藤恒右衛門がこの問題を協議する際、次のような話をしたという。

……（「新後生」が）御領中江広まり候而ハ終ニ如何体之害を成⁽¹⁰⁾し可申も難斗、尤一々取調候ハ、御領中□合通り歎信仰之者可有之、……

つまり、この「新後生」が領中へ広まってはどのような「害」になるかもわからない、というのである。続く右の引用史料中、『鳥栖市誌資料編』の翻刻では「□」となっており、これは、原本の写真を確認しても正確に読む自身はないが、ここは、丁寧に取り調べれば領中での人数の信仰者を確認できるであろう、との見通しを述べているようである。だとすれば、このときの田代領代官であった平田大江・佐藤恒右衛門は、「異法」が領中で継続しているという点についてうすうす知っていたと見るべきであろう。先に引用した史料から、この地域の「異法」が継続しているという事実について、事件のたびに田代領代官から国許へ報告されていたことがわかるので、対馬藩重臣にもその情報が共有されていたと考えてよい。

この嘉永・安政期の事件では、宝暦期の事件と比較して処罰の規模が大きいことで知られる。また、吟味も確かに迅速であった。この理由について、以下の分析のなかで考えていこうと思うが、対馬藩国許重臣と田代領代官との間で「異法」が継続しているという認識を共有していたことも、その背景の一つとして考えてよいのではないだろうか。

(2) 「新後生」信仰の広がり

「統取」召捕りのあと、一般の領民について詳細に吟味が進められた。その結果、実際に「新後生」に関係している者がたいへん多人数であることがわかった。十月十二日の記事には次のようにある。

宗旨心得違之者共面付、真宗之僧中且庄屋中吟味申出之書面差
出候付、僉議筋之儀手代中吟出、多人数之義二付、一同之僉議
難届事故、一村宛順々吟味取調二相成候方可然候間、直二明日吟
取掛二相成候様、尤手代中内老人充御屋敷江居残、其余八目付役
同然、村々江罷越吟味候様申渡⁽¹²⁾

これによれば、「宗旨心得違」の者のリストを真宗寺院の僧侶と庄屋に書き出させたところ、あまりにも多人数で一同の吟味が行き届かない可能性があるもので、一村ずつ順番に役人が巡回して吟味するのがよいということになった。早速、翌十月十三日から取りかかることになり、田代領代官は、手代のなかから一人を代官所に残し、残りの手代を目付役と同じように村々へ出向かせて吟味を進めた。

こうして村・町への吟味が進められ、その結果、一般の百姓ばかりでなく、代官所関係者・村役人・町役人・寺院関係者（それぞれの家族を含む）まで摘発されていた。「御門番」「使番」「御扶持人」「小人」「六十人格」「庄屋」「庄屋格」「町人格」「医師」「(寺院) 看坊」といった肩書きが史料に見える。⁽¹³⁾

このうち、寺院関係者についても少し詳しく見よう。十一月六日付の記事には次のようにある。

西清寺看坊廓誉義、心得違之儀有之、差扣申付

但、最初所化中新後生二加り居候旨相顕、及尋問候処、彼是心得違之次第有之、⁽¹⁴⁾

これによれば、西清寺の看坊であつた廓誉という者に「心得違」があつたので、謹慎を命じたという。寺院関係者のなかにも「新後生」に加わっている者がいるとこのことで、尋問を進めたところ、こうした「心得違」の寺院関係者が見つかったということである。

また、十二月四日付の記事には、九月末に西清寺の檀家中からの願いによって同寺に逗留が許されていた、筑前国博多の善導寺弟子の真誉という僧侶をめぐって、代官所中で以下のようなやりとりがあつたことが記されている。

この僧侶は実は隣の久留米藩領から追放された者であるとのことなので、萬松院（対馬藩初代藩主宗義智）の位牌所という格式ある西清寺にこの僧侶を留め置くのはふさわしくないと判断された。真誉が久留米藩領を追放された理由は必ずしも明らかではないが、文脈から考えると「新後生」の活動に関わっていたからであると推測できる。そうしたところ、次のような計略が明らかになったという。⁽¹⁵⁾

……西清寺看坊義、新後生二加り居、先月六日差扣申付候付、終ニ真誉を住持ニいたし候積にて逗留願出候底意ニ相見候……

これによれば、代官所から西清寺の看坊（廓誉）に対して、「新後生」に関わっていたことを理由に、十一月六日に謹慎が申し渡された際、檀家中が真誉を西清寺の住持にするつもりで逗留願いを代官所に提出

したということがわかった（その経緯は不明）という。それ以前、田代領代官は、この僧侶は久留米藩領を追い出された者ではないのかと十月十九日に吟味方から手代中に伝えていた。代官は手代を通じて、檀家中にそれを聞きだすことを期待していたものと思われるが、たいした返答はなかった。そこで代官が手代に返答を催促したところ、手代がいうには、町役に吟味を委ねたが、町役中の証言は不揃いであったという。実は、手代中に西清寺の檀家の者がおり、彼らが、真誉が追放された僧侶であることを押し隠して代官所に取り次いだということであった。これは不埒なことで、詳しくただせば町役の罪として追及されることになるであろうが、今回は真誉に追放を申し付けて決着させたという。

右の件から、「新後生」の活動を実践する僧侶が存在し、対馬藩田代領ほか近隣の地域で活動していたこと、「新後生」信徒がそうした僧侶の指導者を迎え入れようとしていたこと、がわかる。実際には「新後生」露顕の事件が起こったことで、この企ては実現しなかったが、「新後生」に関わる人びとは俗人に限られるのではなく、田代領内外の寺院関係者のなかにも「新後生」に共鳴する宗教者がいたのである。

（3）檀那寺・村役人・町役人の責任

嘉永・安政期の事件で注目されるのは、檀那寺の役割について田代領代官が、それまでよりやや踏み込んだ発言をしていることである。

この事件の判決が言い渡されたのは安政二年（一八五五）三月二十五日で、その際、昌元寺以下一九か寺の住持が謹慎を申し渡された。そうして、代官から寺院住持へ次のような指導が行われた。これに関する三月二十七日付の記事を見よう。

すなわち、檀家のうち「宗旨心得違」の者が三〇〇人余に及んだのは、そもそも檀那寺の怠慢であるという。宗門のことは念を入れて注意するのが藩主の意向であり、新たな申し達しがなくても一寺の住持たるものその心得なくして務まるものではない。それぞれ檀家の宗門に少しでも不審な点があれば早速教導を加えろとか、その指導を聞き入れない者がいたならばしかるべき役筋へ知らせるとかするべきであったが、これまでに必ずしもそのようにしてこなかったと指摘する。そうして、次のようにいう。

……毎年宗門人別帳証拠印形もいたしなから斯異安心之者令超過、手入相生候迄安閑と罷在、畢竟寺僧共心立柔弱成所分之儀と相見宗門預之主意令忘却、檀家之本務取失候段不届之至
二付、……

これによれば、寺院は毎年、宗門人別帳に印形を押ししながら、今回発覚したような「異安心」の者があふれて被疑者の召捕りが起こるまで安閑としていたという。つまり、寺院の僧侶たちが柔弱で、宗門のことを藩主から寺院に対して一時的に預けられているとの主意を忘れて、檀家を教導するという本来の務めを怠ったことが、今回の事態を招いたのだと強調している。

そこで、寺院僧侶には以後、檀那中一家ごとく吟味させたい。それぞれ檀那寺の宗意に沿うよう教諭させることにしたとされる。そして、もしまた不審なことがあった場合は糺明し、容赦せずしかるべき筋筋へ知らせることとした。今後、今回のような「宗意心得違」の者が外部から指摘されて露顕した場合、その檀那寺が処罰されるのは当然であるという。

つまり、右の代官による寺院への申し渡しから読み取れるのは、寺院の役割が檀那の教化という方向に特化しているということである。寺院が宗門改の際に果たした役割は、その寺院の檀那であることを証明することによって、その人が「切支丹」でないことを請け負うことであった。もちろん幕末に至るまで、檀那寺が檀那を教化する役割がいつさいなかったとはいえない。しかし、もともと宗門改はキリシタン禁制政策を徹底するための手段として、寛永十四（一六三七）～十五年の島原天草一揆後、民衆のキリシタンの存在に危機感を募らせた幕藩権力により、二〇～三〇年にわたる試行錯誤のなかで構築され、一六六〇年代に制度化された仕組みである⁽¹⁷⁾。したがって、少なくとも宗門改のスタート時の寺院の役割は檀那の教化というよりは、人びとが「切支丹」でないことを証明することにあった。嘉永・安政期の「新後生」をめぐる事件で強調されている寺院の役割は、この宗門改のスタート時にもっとも期待されていたこととは差異がある。

これは地域秩序における寺院・僧侶の役割であるが、世俗の村役人・町役人の役割についても同じことが申し渡されている。右と同じ

安政二年三月二十七日付の記事に、次のようにある。

田代領代官は、三郷の大・小庄屋中、両町別当・座親⁽¹⁸⁾に対して「叱」を申し渡した。その理由は、「宗意心得違」の者の同類が三〇〇人余に及ぶほど超過して吟味になるまで現場の役人が容疑者を差し押さえるというのでもなく、安閑として務めを果たさなかったからであるという。もし彼らに柔弱の心得があったならばもってのほかであり、それではその郷、その町村の秩序が不安定になるのはもちろんのこと、毎年の人別宗門改の誓旨の主意にも反し、たいへんけしからんとであるから、それは厳格に処罰されるべきであるが、このたびは特別の赦しをもって、「叱」を申し付けるものとするので、以後よくよく念を入れてその務めを果たすべきであると指摘する。そして、今後万一致門の不審な動きがあったならば、容赦なくしかるべき役筋へ申し出よと述べたあと、もしこのような「宗意心得違」の者がいたならば、その係の者の責任となり処罰が申し渡されるであろう、と代官所手代を通じて村役人・町役人に申し渡した⁽¹⁹⁾という。

これをいっそう強調するため、「新後生」に関わる者が見つからなかった村では、その役人が褒め称えられている。

養父村庄屋仮役村山雄作・牛原川内山守大野孫右衛門弥美申付、主意ハ於御領中宗旨心得違之者令増長、大造之人数ニ相及候処、右両村之義ハ心得違之もの無之段相聞、兼々庄屋之示方ハ素り組頭共を初、村中心得殊勝之段称美申付⁽²⁰⁾

すなわち、養父村庄屋仮役の村山友作と牛原川内村山守の大野孫右衛

門には、領内で「宗旨心得違」の者が増長し、たいそうな人数に及ぶなか、養父村・牛原川内村の両村では「心得違」の者がいなかったとのことで、以前より庄屋の指導はもちろんのこと、組頭をはじめ村をあげて殊勝な心掛けであるから「称美」を申し付ける、とされる。寺院・僧侶による檀那への教化とともに、村役人・町役人のような現場の世俗役人による教化も、地域秩序の安定にとって重要な役割が期待されていた。

2 風俗矯正と村・町社会

(1) 風俗矯正という理由付け

嘉永・安政期の事件が元禄期・宝暦期のときのそれと大きく異なるのは、史料のうえで「切支丹」、あるいは「切支丹」を思わせる語がほとんど登場しないということである。

宝暦期の事件では、田代領代官は国許重臣とこまめに連絡をとって吟味を進めようとした。その際、厳しく吟味を進めて厳重に対処すべきだと主張する田代領代官に対して、「切支丹」でないことが確認されれば穏便に対処するのがよいとする国許重臣の意見が対照的であった。結局は田代領代官の意向にしたがって「異法」の最高指導者と見なされた五人の者が対馬藩国許に召し出されて吟味を受け、他の中心人物とともに「所替」が命じられるなど、一定の処罰と村民への教諭がくだされて決着したが、田代領代官が提案した徹底した処罰は

行われなかった。この程度の処罰で済んだのは、「切支丹」でないことが確認された以上、「邪」でなければ穏便に処理するのがよいとする国許重臣の意向が影響を与えたと見るべきだろう。

宝暦期の事件では、「邪」かそうでないかの判断基準は「切支丹」かそうでないかであり、その点で田代領代官と国許重臣との認識は共通していたが、その扱いをめぐって両者の意見は異なっていた。当該期、異端的なものは何でも「切支丹」的なものであるとする「切支丹」イメージの貧困化が進んでおり、イメージのうえで異端的な宗教活動と「切支丹」とが接近していたのであるが、田代領代官が国許重臣とこまめにやりとりしながら「異法」への対処方法について相談せざるを得なかったのは、そうした背景があったからでもある。特に現場から物理的に離れている国許重臣や藩主にとって、具体的に被疑者が見えないなかであって、「切支丹」への恐怖感がこうした穏便に対処する姿勢をとらせたものと思われる。

これに対して、嘉永・安政期の事件では、そうした進め方ではなく、田代領代官の判断で吟味が進められた。嘉永・安政期の田代領代官にとって元禄期以来「異法」をめぐる情報は豊富にあり、この段階では「切支丹」を想起するというようなことはなかったものと思われる。安政二年（一八五五）正月十五日付の記事には、長崎奉行からの問い合わせに対して、次のように返答したことが示されている。

……邪宗門二無之、愚昧之百姓共宗意心得違迄之義にて今程いつれも後悔之体御領中穩二有之候旨、節々御答有之……⁽²²⁾

すなわち、吟味の対象となった宗教活動は「邪宗門」ではなく、単に「愚昧」な百姓たちが「宗意心得違」であったのであり、いまはいずれも後悔している様子で領中も落ち着いているという。このように、長い時間をかけて田代領代官と国許重臣とでやりとりしていた宝暦期の事件のときは対照的に、外部へのアピールはすばやかだった。これは「切支丹」ではないとの確信が揺るぎないものであったからであろう。

そして、このことは「異法」を取り締まる藩当局の基本的な姿勢が風俗統制に特化していくことの要因となった。同年三月二十七日付の記事には、次のようにある。

……右人数〔新後生〕被疑者之内心得違之厚薄ハ有之候之得共、畢竟其徒統領之者共、宝暦年之比相残居候地獄極楽之絵図など令秘藏、愚族之男女老若二向、生前分遂往生候儀共只管々讚談、種々人欲之所依二随、手伝を遣、其徒二引込、如形大造之人数と相成、誠ニ無謂も次第、全く下愚之迷と乍申、言語道断何と可申哉、惣而人目を憚、人数寄集候儀ハ何事ニ不依不宜筋にて、此節之儀ハ曾而邪宗等之怪敷所作ニハ無之、只々安心違迄之義ニ有之候得共、前段之通、人目を忍、党類相集、種々之不行跡人心を迷し候段、御領中之風俗ニ相拘⁽²³⁾、……

これによれば、「新後生」信徒のうちでもその信仰心の厚薄はあるだろうが、それが大人数になったのは「統領」の者たちが、宝暦期以来「地獄極楽」の絵図などを秘藏し、⁽²⁴⁾「愚族」の男女老若に向かって生前

から往生を遂げる方法をひたすら説法したためであるという。さまざまな人びとの求めに応じてその説法の手伝いを遣わすなど彼らを引き込み、このような大きな規模にふくれあがったのはまったく愚昧な者の迷いからであるとはいえず、言語同断で何といていいかわからないが、一般に人目を忍んで人びとを集めることは何事によらずよくないことであると指摘する。今回の「新後生」には少しも「邪宗」の怪しい所作は窺われないし、これはただただ間違った往生理解に基づくものであるが、人目を避けて集団を形成しいろいろ「不行跡」に人心を迷わすことは領中の風俗を乱すことになる、というのである。

この日の記事は続けて次のようにいう。風俗の乱れをこのまま放っておけばその害は少なくなく、そもそも宗教の取り締まりは以前より通達している通り、藩主が重視する政策であるから少しでも不審なことを見過ごすわけにはいかない。今回のように制禁を犯した「新後生」信徒は「不埒不届」の者であるから、その罪の軽重に応じてそれぞれ嚴重に処置を申し付ける次第である。今後、領中の者はいつそう思慮分別に注意し、このような「心得違」をしないよう、めいめい檀那寺の宗旨を守り、風俗を乱さないようそれぞれの職業に精を出すことが肝要である。もちろん同類であつてもそうした不審者を訴え出た者にはその罪を赦して褒美を与えるが、もし隠し置いて他所から露顕するようなことがあればそのところの役人から五人組まで罰せられるであろう。この旨を領中一統へ洩れなくその係の者からそれぞれへ通達するよう手代中へ指示した、⁽²⁵⁾という。

この一件が処理されたあと、町中に申し渡した「口達」にも類似のことが記されている。これは同年四月二十五日付の「壁書」と呼ばれる対馬藩田代領の法令の一種で、⁽²⁶⁾代官所手代から町中へ読み渡すというかたちで伝達された。これによれば、宗教関係の取り締まりは「大法」なので特に対馬藩では藩主の意向で重視してきたとされる。毎年領中軒別に人別帳を作成し檀那寺の請け負いをもって宗門改を念入りに実施してきた。この件について新たに申し渡すことはなく、みな当然理解していることであろうし、改めてその作法を厳格に守ることはもちろんであるが、昨秋以来在町において「宗意心得違」の者が露頭したので、次々と取り糺すことになった。在町にたいそうな人数の被疑者がいたが、吟味はひとまず終了したといい、その結果として次のようにいう。

……曾而邪宗等之義二相見不申、宝曆年之比右御手メ之末、其余風相残居全く愚族之もの者共、宗意安心違分相迷候事二相見候へ共、其所行風俗方ニ取弊端不少……⁽²⁷⁾

すなわち、この「新後生」は「邪宗」のように思えず、宝曆期に取り締まりの対象となった宗教活動の余風が残ったもので、まったく「愚族」の者たちが往生の宗意を誤って理解していたことから起こった迷いであったようである。ただし、その所行はこの地域の風俗にとって弊害が少なくないと指摘する。したがって、その害を取り除くため「統領」をはじめこれに関わった者に対して厳重に処罰を加えるべきところであるが、藩主による憐愍の沙汰をもっていずれも軽重の

判決を申し渡した次第である。今後少しでも心得違いを起こさないよう、必ず次のことを心に留めて置くようにとして、以下六か条の項目が並べられた。そのなかでも特に第一条と第六条が注目される。

第一条では、檀那寺の宗意を忘れてはならないとあり、続けて次のようにいう。

但、先祖仏立日等二付、檀寺参詣自然と令遠慮候向粗風聞有之候処、愚昧之至二付、仏参等之儀ハ從來主法之通相心得、檀寺之宗意可相守事⁽²⁸⁾

これによれば、先祖を弔う日などに檀那寺へ参詣することを遠慮する傾向があるようにあらあら聞いているが、愚昧のいたりなので寺院に参詣することはこれまでの主要な仕来りであると心得、檀那寺の宗意を守ることが肝要であるという。かなり具体的に、檀那寺の宗教活動を実践するよう仕向けていることがわかる。

また、第六条では、在町の役人に対して、それぞれが宗教活動の取り締まりについての主意をよく理解して、時・所・位に応じて「人心之害」になるようなことに気をつけ、心の底から管轄下の人びとへの教導に努めるようにと指摘している。そのうえで、次のようにいう。

……全体此せつ心得違之者ハ夫々御裁許改心之上ハ何も互ニ御領民差別無之義、農商共ニ一致ニ家業令出精、……⁽²⁹⁾

すなわち、「心得違之者」が裁許によって改心したうちは領民互いに差別なく、農業・商業とも家業に精を出すよう促すことが肝要であるという。続けて代官所は、その組々においてきまりをかたく守り、領

中が「静謐」「安慮」になるよう、つまり平穩無事に治まるよう誘導することを在町役人に説いている⁽³⁰⁾。

このときの対馬藩にとつて、宗教活動の取り締まりは風俗矯正のためであつたことは、安政三年(一八五六)十二月二十三日付の記事にも見える。この日、地役人・在町役人が呼び出され、代官所から専売制実施⁽³¹⁾を通達されるとともに、前年三月に裁許が申し渡された「宗旨心得違」の取り締まりについてもあわせて通達された。その最後の部分で次のようにいう。

……自今御領中之者共弥以行状正敷、聊右等之心得違不致、風俗堅固其職業可令出精候、……

これによれば、以後領中の者はいよいよ行状を正しく改め、少しでも「新後生」のような「心得違」をいたさず、風俗を乱さずその職業に出精することが肝要である、という。

そもそもこの代官所からの通達は、次のような趣旨であつた

……畢竟御農政ニ被為基候儀にて下を損上ニ益を被得候御主意ニ無之候間、被仰出之御旨難有奉拜聴、銘々心付之儀ハ無遠慮申出候様被相達、右畢而宗旨心得違之者共取締方之書達金十郎説渡、向後弥入念御達之旨相聞候様、及演説⁽³²⁾

すなわち、今回の処置は農政に基づいたことなのであつて、「下」の者に損害を被らせ「上」の者に利益を獲得させるためのものではないという。そのことをよく理解して何か気づくことがあつたら遠慮なく申し出るように、と続けている。そのうえで、「宗旨心得違」の者の

取り締まりについて申し渡しがあつたが、専売制実施の件と「新後生」をめぐる宗教の件とは次元の異なる問題であり、この通達ではこの関係は必ずしも明らかではない。

長忠生氏は、そもそも嘉永・安政期に「新後生」露頭の事件が起こつたのは、藩の財政窮乏のなか、専売制実施を強行するための風俗統制として「新後生」が利用されたためである、という見解を示されている⁽³⁴⁾。それが意図的だったかどうかは何ともいえないが、このとき対馬藩田代領で起こつていたのは宗教問題だけでなく、それと並行して経済問題が存在していたことは確かであろう。藩にとつて、経済統制のための風俗統制として「新後生」を取り締まるのは、都合のよい方法であつた。反対に、宗教統制の手段として風俗を正し、それぞれの生業に出精させることは経済統制ともなる。宗教と経済、両者の統制は連動していたといえよう。

(2) 村社会・町社会の反応

これに対して、村社会・町社会はどのような対応を示したか。たとえば、嘉永七年十月六日の記事には、瓜生野町座親からの申し入れがあつたことが記されている。

瓜生野町座親申出候ハ同町松兵衛女房新後生信仰之者ニ付、手錠申付組合預申付置候処、多日ニ相成組合之者共致難渋候間、組合預之義御用捨相叶間敷哉之段申出候付、いまた右一件御吟味ニも不相成已前之儀、何共返答難申達緩セ成心得有之候而ハ不相済

段相違置候旨、仙八分申聞⁽³⁵⁾

これによれば、瓜生野町座親は次のように申し出たとされる。同町の松兵衛女房が「新後生」を信仰する者であったという理由で、「手錠」を申し付けられて組合に預けられたが、その日数がかさんで組合の者の負担となり難渋しているので、この者の組合預かりを用捨してもらえないか、という。そこで代官所は、まだこの一件の吟味も始まる前であるのでそれは難しい、こうした問題をいいかげんにすることはできないと、手代（仙八）を通じて答えたという。

この瓜生野町座親による申し出は、直接には「新後生」信徒を預かる重い負担を回避するためであると読める。しかし、このような町役人の申し出を字句通りそのままに受け止めることはできないように思われる。長氏が作成された「新後生信者（被処罰者）の分布」表⁽³⁶⁾によれば、瓜生野町の信徒の世帯数割合は一七パーセントである。少ない数の「新後生」信徒が存在したといえる。瓜生野町座親としては、「新後生」に関わる者に対する処罰をできるだけ軽減して、共同体としての秩序を保持したいとの意向であったのではないか。

そのように考えるのは同日付、右の記事の直後に次の記事があるからである。

西法寺分内々申出候ハ、両町別当・座親相越、此度新後生之者共御察当三相成候処、多人数ニ及候と相聞、就夫御出家之廉を以此せつ之御裁許筋御憐愍之義御内願被下候義相叶間敷候や、思召ニ依三郷役人江も申談、俱々御頼申入度旨去ル朔日申聞候付、西法

寺分及返答候ハ、右一件御吟味も相済不申事故、只今何共御挨拶難申、猶又篤と勘弁いたし可及御返答旨、及挨拶置候との義、緒方仙八宅へ罷出、内々申出候由申聞⁽³⁷⁾

これによれば、西法寺僧侶から内々に次のような申し出があったという。田代町・瓜生野町双方の別当・座親が西法寺にやってきて、このたび「新後生」の者が咎められ、それが多人数に及んだことについて、西法寺僧侶の助力により代官所の裁許が軽減されるようお願いできないだろうかという。両町だけでなく三郷の役人も同じ意向であり、ともどもお頼みしたいとのことであった。これに対して西法寺僧侶は、この一件は吟味もまだ済んでいないことであるので、いまはなんとも答えることはできないから勘弁してほしい、と返答した。そして、そうした事実があったことを、西法寺僧侶が代官所手代（緒方仙八）へ伝えたという。

この三郷・両町の村役人・町役人の行動は、村役人・町役人が村・町を代表してのものであるから、「新後生」信徒であろうが非信徒であろうが区別なく、共同体としての意志を反映したものであったと考えてよい。村・町の共同体が一体となつて、「新後生」信徒に対する代官所の慈悲を、領内西法寺僧侶の口添えによって引き出そうとしていた。村社会・町社会は、「新後生」の関係者であろうとなかろうと区別なく、共同体として領内「新後生」信徒が多数が処罰されることによる秩序の混乱を避けようとしたのである。

(3) 信徒と非信徒の確執

右に見たのは、村・町共同体が一体となつて「新後生」の吟味をませないよう仕掛けていたという事実であるが、その一方で、まったく反対の動向も村社会・町社会には存在した。一件裁許後の安政二年(一八五五)七月十九日付の記事には次のようである。

神邊村西念寺江投文有之、主意ハ上郷庄屋其外田代町等へ新後生之余党御吟味残り有之、御取調ニ相成候様御案内被申上度、左も無之候ハ、闇夜廻り用心いたし候様ニとの義致書載居候……⁽³⁸⁾

これによれば、西念寺へ投げ文があつて、そこには上郷庄屋や田代町などに「新後生之余党」つまりいまだ処罰されていない「新後生」信徒がいるので、再吟味してほしいとのことと、もしそれが実現できなければ闇夜回りの際、用心するようにとの意味のことが書かれていたという。

一件が発覚して吟味が進められていた嘉永七年(一八五四)十月二十四日付の記事には、次のような記述がある。

……(永吉村)組頭三郎右衛門と申者精々取調、村方心得違之者共人数相増候事と相聞候処、同村伊之平と申者統取にて村方之者共致集会、此度之吟味筋誰か申出ニ而御役筋へ入御耳候事ニ可有之哉、後日了簡之品有之など三郎右衛門へ当こすり申聞之由……⁽³⁹⁾

これによれば、永吉村組頭の三郎右衛門は「新後生」の取り調べをおおいに進め、村内の「心得違」の者が大勢いると認識していたとされる。村内の「新後生」信徒たちは、同村の「統取」である伊之平が村

民を集めて集会を催していたという情報を、このたび吟味筋の代官所へもたらしたのは三郎右衛門ではないかと考えたのであろう。後日、それならこちらにも考えがある、などとして三郎右衛門へ悪口をいう者がいたという。村社会内部における「新後生」信徒と非信徒の確執を見て取ることができよう。

また、同年十月十三日付の記事には、次のようなものもある。

……園部村宗旨心得違之共今此節之一件手輕相濟候様大興善寺へ相頼、手代中へ賄賂用として金五十両貫立候段風聞有之、……⁽⁴⁰⁾

これによれば、園部村の「宗旨心得違」の者が、この一件が「手輕」の吟味で済むように大興善寺僧侶に口添えを頼んだとされ、その際、代官所手代への賄賂五〇両を用意しているとの風聞があつたという。これはあくまで風聞であり、実際このような動きがあつたのかどうか不明であるが、「新後生」に関わる者たちの動向に批判的な勢力が代官所にもたらした情報ではないだろうか。だとすれば、ここにも村社会・町社会内部に信徒と非信徒の確執の存在を想定できる。

同じような記事に、一件裁許後の安政二年十二月六日付の記述がある。

真宗門徒之内、取越と唱、仏檀改之趣意相兼、檀寺之僧江仏前勤経相頼候事と相聞候処、宗意心得違之内、右等手教取止候向有之段、御聞込之品有之……⁽⁴¹⁾

これによれば、真宗門徒は「取越」(浄土真宗で親鸞忌日に行う報恩講)と称して仏壇改めの趣意を兼ねて、檀那寺僧侶へ仏前の読経を頼

むのが習わしであるが、「宗意心得違」の者のうち、そうした手間を省いてその法事を実施しない者がいるとの情報があったという。この史料は「新後生」が監視され、その情報が代官所にもたらされていることを示しているが、これも「新後生」非信徒からの情報であろう。

おわりに

対馬藩田代領における、嘉永・安政期の「異法」をめぐる事件では、「切支丹」が疑われるということはなかった。対馬藩にとって、このとき「新後生」と呼ばれた「異法」が「邪」ではないというのは自明の前提であり、むしろ「新後生」取り締まりは風俗統制のためであるとされた。その背景には、逼迫する藩財政補填のための専売制実施を円滑にしようという藩の経済事情があった。宗教問題と経済問題はそれぞれ個別の問題ではあったが、この時期にその対策が講じられたのは偶然ではなく、対馬藩にとって連動した問題であったからである。それだけに事件後、宗門改を担う檀那寺や地域の責任者である村役人・町役人による、領民教諭・教化が彼らの役割として強調されることになる。

一方、嘉永・安政期の事件の経緯から、幕末期の村社会・町社会内部には、「新後生」の信徒と非信徒が共存しようとしていた面と、対立していた面との両方が窺える。村請制のもとに運営されている近世村落では、たとえ「異端」的な宗教活動を内部に抱え込んでいたとし

てもそれが日常的に問題ない場合、近世村落を構成する村民という共通の属性を優先して彼らは共存していた。しかしながら、近世秩序のさまざまな矛盾が進行していた幕末の百姓は、そうした近世村落の一員としての属性を保ちつつも、近世秩序への違和感や不審感から宗教的な属性を優先することもあったということである。⁽⁴²⁾

近世期を通して見た場合、檀那寺・村役人・町役人による領民教諭・教化という責任はいつから強調されるようになったのか、そしてそれはどれだけ一般化できるのかというのが、次に気になるところである。ここでは、権力・治者による宗教統制や、村社会・町社会・共同体の変質などと連動しているのではないかという見通しだけ示しておくことにしよう。

注1) 先行研究として、長忠生「内信心念仏考―佐賀県きやぶ地域における秘事法門」(海鳥社、一九九九年)が詳しい。小稿は、長氏の研究に導かれながら、筆者の問題関心から幕末期のこの宗教活動を検討したものである。

(2) 拙稿「異端的宗教活動と近世秩序―元禄期肥前国きやぶ地方における正應寺法一件を事例に―」(井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会 2 国家権力と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年)、同「近世宗教の「邪正」―肥前国対馬藩田代領における「異法」考―」(『早稲田大学大学院教養学研究所紀要』二〇、二〇一〇年)。なお、小稿で検討する嘉永・安政期の事件では史料には「異法」の呼称が見えないので、嘉永・安政期の事件で問題視された宗教活動そのものを示す場合は、史料上の呼称である「新後生」を用いることにする。ただし、問題化したのは田

代領の領民に代々継承されてきた同じ宗教活動と考えて間違いないので、近世期を通じて継承されていたこの宗教活動一般を示す場合には、元禄期・宝暦期の事件の際に使用された呼称の一つである「異法」を用いることにする。

- (3) 対馬市厳原町禮泉院蔵。なお、長忠生編『鳥栖市誌資料編 第五集 佐藤恒右衛門毎日記』(二〇〇三年)に全文翻刻されている。小稿における引用頁はすべて当史料集のそれである。
- (4) 五四頁。
- (5) 田代領では、基肄郡の上郷・下郷と養父郡内の田代領分をあわせて三郷といい、長崎街道沿いの田代町(基肄郡)と瓜生野町(養父郡)を両町といった。なお、代官所が置かれていたのは田代町である(〔注3〕前掲書『鳥栖市誌資料編 第五集 佐藤恒右衛門毎日記』「校訂者注」参照)。
- (6) 六七頁。
- (7) 同右。
- (8) 七七頁。
- (9) 六七頁。
- (10) 同右。
- (11) 長忠生氏執筆の『鳥栖市誌 第3巻 中世・近世編』(二〇〇八年)六六九〜六七〇頁では、このとき摘発された「新後生」信徒世帯は全世界帯数の約四割にあたり、「摘発・処罰された者の人数といい、刑罰の種類・内容といい、さきの宝暦法儀一件の場合とは、まさに様が変わりの大弾圧であった」と指摘されている。
- (12) 九一頁。
- (13) 嘉永七年十月六日〜十一月八日付記事、八七〜一〇三頁。
- (14) 一〇三頁。
- (15) 一一四〜一一五頁。
- (16) 一五二頁。
- (17) 拙著『キリシタン民衆史の研究』(東京堂出版、二〇〇一年)。
- (18) 田代町・瓜生野町には、別当と座親という町役人が置かれた(〔注3〕前掲書『鳥栖市誌資料編 第五集 佐藤恒右衛門毎日記』「校訂者注」参照)。
- (19) 一五三頁。
- (20) 同右。
- (21) 〔注2〕前掲拙稿「近世宗教の「邪正」」。
- (22) 一四二頁。
- (23) 一五三頁。
- (24) この絵図は、宝暦期の事件以来、「新後生」信徒が大切に秘蔵していたものであったとされる。そしてこれは、宝暦期ときの「善知識」の中心人物で、のちに「新後生」信徒から「大徳さん」と仰がれた塚本武平(〔注1〕前掲書『内信心念仏考』一二二頁)が「死んだり生きたりして、地獄・極楽の現体みたまを描いたものと仲間信じられてい」たものという(〔注11〕前掲書『鳥栖市誌 第3巻 中世・近世編』六七〇頁)。
- (25) 一五三頁。
- (26) 〔注3〕前掲書『鳥栖市誌資料編 第五集 佐藤恒右衛門毎日記』「校訂者注」参照。
- (27) 一六八頁。
- (28) 一六九頁。
- (29) 同右。
- (30) ちなみにこの「壁書」の第二条〜第五条はそれぞれ、「宗意心得違」がなかつた村・町は奇特である旨称美されたこと(第二条)、そうした「清白」の者に不心得のことを申し述べてはいけないこと(第三条)、「宗意心得違」の者へは衣服・髪飾りの制限があること(第四条)、「宗意心得違」の者に科される罰金刑としての夫役(労働)を怠ってはならないこと(第五条)が述べられている。
- (31) 長忠生『幕末の基肄養父』(一九八四年)三八六頁。
- (32) 同右。

- (33) 三八五頁。
- (34) 「注1」前掲書『内信心念仏考』七四～七五頁。
- (35) 八七頁。
- (36) 「注1」前掲書『内信心念仏考』六九頁。
- (37) 八七頁。
- (38) 二〇七頁。
- (39) 九八頁。
- (40) 九四頁。
- (41) 二七一頁。
- (42) この論点は、筆者がこれまで検討してきた潜伏キリシタンとそれを取り巻く村社会のあり方に通底する（拙著『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』講談社、二〇一四年）。いずれこれらを横断的にまとめて議論してみたい。

付記

本稿は、二〇一三～二〇一五年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金、基盤研究（C）課題番号23708001）の「近世日本におけるキリシタン禁制政策と異端的宗教活動の横断的研究」の成果の一部である。